

- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 17
- 熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託の落札者決定…………… (情報企画課) 18
- 大規模店舗立地法に基づく新規届出…………… (商工振興金融課) 18
- 山鹿都市計画道路(西中町泉町線ほか2線)の変更(山鹿市決定)…………… (都市計画課) 19
- 登 載 依 頼**
- 熊本県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程…………… (労働委員会) 19
- 熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… (//) 19
- 平成31年度(2019年度)・32年度(2020年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託に係る落札者の決定…………… (警察本部警務課) 20
- 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則…………… (高等教育課) 20
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (選挙管理委員会) 20
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 21
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (//) 21
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (//) 22
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (//) 23
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (//) 24
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (//) 25
- 熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託に係る一般競争入札による落札者の決定…………… (警察本部警務課) 25
- うなぎの採捕制限…………… (有明海区漁業調整委員会) 25
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程…………… (人事委員会) 25

告 示

熊本県告示第250号

昭和43年1月9日熊本県告示第6号(と畜場法施行細則様式第1号に掲げると畜場番号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表中9の項を次のように改める。

9	削除	
---	----	--

熊本県告示第251号

平成4年7月17日熊本県告示第513号(熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条第3項及び第5項の知事が定める額)の一部を次のように改正し、改正後の年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用する。ただし、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円

65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円
70歳以上	3,930円	13,284円

熊本県告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ケアサポート訪問介護事業所 山鹿市古閑1320-7 パティナー105	ケアマネジメント株式会社 熊本市中央区国府3丁目 8番5 坂本 龍彦	居宅介護 重度訪問介護	平成31年 (2019年)3月 12 日

熊本県告示第253号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
愛隣館児童通所支援事業所 ス パームーン 山鹿市津留20 41番地の1	社会福祉法人愛隣園 山鹿市津留1910 番地の1 三浦 一水	平成31年 (2019年) 3月16日	435050 0171	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成31年（2019年）3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	日生野隈 府線	菊池市木庭字麦迫 618番1地先から 菊池市木庭字松原 553番1地先まで	前	4.8 ～ 22.3	646.0	防安交
			後	10.8 ～ 40.9		

2 区域を変更する期日 平成31年（2019年）3月22日

熊本県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成31年（2019年）3月22日から60日間、熊本県土木部道

路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4704番1地先から 同所 4678番6地先まで	前	18.4 ～ 60.7	132.9	南阿蘇村へ移管
			後	18.4 ～ 48.4		

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第256号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	住吉熊本線	菊池市泗水町大字永字松尾峠 2580番1地先から 合志市大字幾久富字新山口 425番1地先まで	前	10.4 ～ 13.9	580.0	広域連携交付金
			後	10.4 ～ 46.2		

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第257号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4762番3地先から 葦北郡芦北町大字女島字塘田 261番2地先まで	前	3.4 ～ 23.0	313.3	津奈木町及び芦北町へ旧道移管
				11.8 ～ 32.1		
			後	11.8 ～ 32.1	142.4	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第258号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	山西大津線	阿蘇郡西原村大字鳥子字塚原 851番1地先から 阿蘇郡西原村大字鳥子字馬場 916番3地先まで	前	9.7 ～ 21.5	452.8	交安1 種地方 道
			後	12.4 ～ 25.9	452.8	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市竹迫字桜山 1568番3地先から 同所 1568番3地先まで	前	17.5 ～ 24.2	166.8	24条 工事
			後	17.5 ～ 33.0	166.8	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大津西合志線	合志市福原字下小塚 3077番1地先から 合志市竹迫字桜山 2197番1地先まで	前	10.2 ～ 20.3	373.2	24条 工事
			後	15.5 ～ 36.2	373.2	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市野々島 2041番5地先から 同所 2043番2地先まで	前	12.9 ～ 21.3	66.5	24条 工事
			後	16.2 ～ 54.6		

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大津西合志線	合志市福原字下小塚 3077番1地先から 合志市竹迫字桜山 2197番1地先まで	373.2	24条工事

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市野々島 2041番5地先から 同所 2043番2地先まで	66.5	24条工事

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市竹迫字桜山 1568番3地先から 同所	166.8	24条工事

		1568番3地先まで	
2	供用を開始する期日	平成31年(2019年)3月22日	

熊本県告示第265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	267号	人吉市古仏頂町字今山 1161番1地先から 人吉市古仏頂町字野平 2030番1地先まで	200.0	災害防除

2	供用を開始する期日	平成31年(2019年)3月22日	
---	-----------	-------------------	--

熊本県告示第266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野 1645番1地先から 同所 1646番1地先まで	38.8	活力基盤 改築

2	供用を開始する期日	平成31年(2019年)3月22日	
---	-----------	-------------------	--

熊本県告示第267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	天月湯浦線	葦北郡芦北町大字田川字庵の山 262番66地先から 同所 262番66地先まで	9.2	災害復旧

2	供用を開始する期日	平成31年(2019年)3月22日	
---	-----------	-------------------	--

熊本県告示第268号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神 瀬線	葦北郡芦北町大字告字葛ノ平 2694番3地先から 同所 2694番3地先まで	12.0	単県側溝

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第269号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮崎芦北 線	葦北郡芦北町大字田川字浦田 1520番4地先から 同所 1520番2地先まで	134.0	災害防除

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第270号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	人吉市東間下町字米山 3316番22地先から 同所 3316番22地先まで	11.0	災害防除

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第271号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字四浦東字上下坂 573番11地先から 同所 573番10地先まで	44.6	災害防除

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
NPO法人福祉の里かわうら	障がい者支援センターらいふ	天草市河浦町久留217番地2	平成31年（2019年）4月1日	通所介護

熊本県告示第273号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ぽこあぽこ菊陽 菊池郡菊陽町 武蔵ヶ丘一丁目10-43	合同会社オルケスタ 熊本市中央区出水一丁目1番23号 齋藤 英二	平成31年（2019年）3月31日	435220 0143	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第274号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号ロの規定により区域及び区分を次のように定めた。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分
天草漁業協同組合の地区のうち上天草市 姫戸町の地区及び上天草市龍ヶ岳町高戸の地区、大道漁業協同組合の地区及び樋島漁業協同組合の地区	いわし機船船びき網漁業

熊本県告示第275号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項の規定により次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	取消年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
るちえーれ 子ども発達センター 合志市御代志1812番地1	株式会社るちえーれ 合志市御代志1812番地1 井上 美千代	平成31年（2019年）4月30日	435290 0189	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第276号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
長野内科小児科医院 天草市五和町御領6454番地	医療法人光總會	平成31年（2019年）3月20日	介護療養型医療施設

熊本県告示第277号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項
熊本県訓練手当支給要項（昭和62年熊本県告示第277号の2）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「性別」及び「男・女」を削る。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第278号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成29年（2017年）10月20日熊本県告示第896号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

花園台地区造成宅地防災区域
（Cブロック）

宇土市花園台町字花園台375番46、433番89の一部（次の地図に示す部分に限る。）、433番125、375番45、433番140、433番82、433番83、433番84、433番85、433番86、433番99の一部（次の地図に示す部分に限る。）、433番95の一部（次の地図に示す部分に限る。）、433番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、433番90の一部（次の地図に示す部分に限る。）、433番91の一部（次の地図に示す部分に限る。）、375番47の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第279号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
自立支援型・放課後等デイサービス ナチュレ 水俣市初野209番地1 2階	一般社団法人こうらくえん 水俣市初野209番地1 有村 直紀	平成31年（2019年）4月1日	4350700102	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第280号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
アドバンススクール しんしん球磨郡球磨村大字神瀬甲字木屋角1138番地の1	社会福祉法人 神照福祉会 球磨郡球磨村大字神瀬甲字木屋角1138番地の1 岩崎 哲朗	平成31年（2019年）4月1日	4351800190	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第281号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

玉来地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	南阿蘇村	河陽字玉来	4673-12
2	〃	〃	4673-12
3	〃	〃	4673-11
4	〃	〃	4673-11
5	〃	〃	4673-10
6	〃	〃	4673-31
7	〃	〃	4673-18
8	〃	〃	4673-13
9	〃	〃	4673-46
10	〃	〃	4671-3
11	〃	〃	4668-1
12	〃	〃	4668-4
13	〃	〃	4664-1
14	〃	〃	4664-1
15	〃	〃	4675-2
16	〃	〃	4673-3
17	〃	〃	4673-21

熊本県告示第282号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字黒木874番から876番まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒木874番から876番まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第283号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇土市網津町字野添2965番、2968番1、2968番2、2970番1、2972番、2973番、2991番2から2991番6まで、2991番9、2991番11から2991番16まで、2991番20、2991番28、2991番29、3007番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字野添2965番・2972番・2973番・2991番4・2991番6・2991番12・2991番13・2991番15・2991番16・2991番28・2991番29・3007番3(以上12筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第284号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字田畑422番、427番、429番1、472番、474番から476番まで、477番1、488番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字田畑422番・429番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第285号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町遠野字白岩18番1、23番、41番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白岩18番1・23番・41番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第286号

熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）第11条第1項の規定により熊本県立劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立劇場	熊本市中心区大江二丁目7番1号	公益財団法人熊本県立劇場 理事長 姜尚中	平成31年(2019年)4月1日から 平成36年(2024年)3月31日まで

熊本県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。
 その関係図面は、平成31年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を決定する区間等

道路の種類	路線名	区域を決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	寺田岱明線	玉名市寺田字中塔 55番1地先から 玉名市岱明町西照寺字大浦 658番1地先まで	9.5 ～ 43.3	7,225.0	移管

2 区域を決定する期日 平成31年3月22日

熊本県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成31年（2019年）3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成31年（2019年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市大字無田字荒神原 同所 191番7地先まで	前	9.2 ～ 9.7	269.6	仮設道の設置
			後	9.2 ～ 9.7	269.6	

			10.7 ～ 23.9	304.6	
--	--	--	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田南 関線	玉名郡南関町大字関村字西ノ 原 61番1地先から 玉名郡南関町大字関村字下長 谷 295番1地先まで	前	30.6 ～ 54.6	48.2	廃道処 分
			後	29.2 ～ 30.9	48.2	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	下益城郡美里町大字佐保 338番3地先から 同所 414番地先まで	210.5	活力基盤 改良

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月22日

熊本県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	八代郡氷川町宮原 1439番1地先から 同所 1439番3地先まで	70.3	防交 安 (交 通 安 全)
		八代郡氷川町宮原 1094番地先から 同所	50.5	

	1102番1地先まで	
2 供用を開始する期日	平成31年(2019年)3月26日	

公 告

熊本県公告第159号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量(成果不整合地域における基準点改測)	平成30年(2018年)10月15日から 平成31年(2019年)3月1日まで	球磨郡多良木町

熊本県公告第160号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により山鹿市長から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル山鹿店
山鹿市山鹿字永田池821番地1 外
- 山鹿市長から聴取した意見の概要
(1) 隣接県道は中学生の通学路のため、交通事故防止について十分な対策を講じること。
(2) 近隣の幼稚園に対する交通安全・騒音・臭気対策について十分な対策を講じること。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
平成31年(2019年)3月22日から平成31年(2019年)4月22日まで

熊本県公告第161号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西 道義	球磨郡あさぎり町上南	球磨郡あさぎり町上南字割付114番1
桑原 利典	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野98番1ほか1筆
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3214番1ほか1筆
古山 茂	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字朝ノ迫185番352
宮原 栄司	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字入口545番8ほか1筆
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1490番ほか17筆
渡邊 邦友	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字白木4653番1

農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字道園4200番ほか2筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4628番ほか1筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中村1356番1ほか2筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字大手546番ほか6筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字黒棒2178番1ほか1筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町新休字川添401番ほか2筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字大橋7853番2ほか1筆

2 認可年月日
平成31年(2019年)3月15日

熊本県公告第162号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
園村 竹識	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟1257番
農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上新地2011番
農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上新地2012番
飯開 和雄	上益城郡山都町男成	上益城郡山都町川野字大道1657番1ほか23筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字下川原125番1ほか10筆
株式会社松岡グリーンファーム山都	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字中高楠5671番ほか1筆
小野 伸也	天草郡苓北町志岐	上益城郡山都町御所字尾畑1876番3ほか4筆
山本 利幸	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町宮地字笠園3277番1ほか4筆
小坂 今朝和	阿蘇市赤水	阿蘇市赤水字本赤水959番1ほか1筆
岩下 雄治	阿蘇市三久保	阿蘇市内牧字南新井手887番3ほか3筆
株式会社阿蘇村上農場	阿蘇市永草	阿蘇市永草字堀1701番1ほか2筆
西島 悠祐	阿蘇郡高森町野尻	阿蘇郡高森町大字野尻字野尻598番ほか12筆

2 認可年月日
平成31年(2019年)3月15日

熊本県公告第163号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の

規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 明博	菊池市長田	菊池市出田字天祇357番
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市荒尾字七反坪2235番1
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市荒尾字七反坪2235番2ほか10筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市北牟田字居屋敷8番1
農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市小島字中新開218番
村田 輝幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番5ほか4筆
株式会社有田牧場	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字下寺原1672番17ほか7筆
川村 和弘	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字門入537番
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1501番
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字上高原58番72ほか4筆
山下 修	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字石坂下6056番
農蘇 正順	人吉市井ノ口町	球磨郡山江村大字万江甲字田中316番

2 認可年月日

平成31年(2019年)3月15日

熊本県公告第164号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月22日から同年4月4日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高植 和生	八代市高植本町	八代市高植本町字離洲1073番3ほか3筆
岩崎 恭志	八代市井上町	八代市竹原町字土器1520番1ほか1筆
有限会社松浦常男農産	八代市千丁町吉王丸	八代市千丁町古閑出字八町306番ほか1筆

2 申請年月日

平成31年(2019年)3月11日

熊本県公告第165号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月22日から同年4月4日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字内ノ原1080番3ほか6筆
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字川津留3769番ほか5筆

2 申請年月日
平成31年(2019年)3月12日

熊本県公告第166号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称
平成31年度(2019年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成31年(2019年)3月5日
- 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市中央区桜町3番1号
- 落札金額
116,902,500円(うち消費税及び地方消費税の額9,652,500円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成31年(2019年)1月22日

熊本県公告第167号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)HIヒロセスーパーコンボ新嘉島店
上益城郡嘉島町大字上島2035-1他
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ホームインブループメントひろせ 代表取締役社長 中澤 孝志	大分市大字古国府243番地9

- 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ホームインブループメントひろせ 代表取締役社長 中澤 孝志	大分市大字古国府243番地9

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年(2019年)11月12日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,000平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物敷地内 247台
第2駐車場 建物北西側 86台

- 第3駐車場 建物北側 12台
- 合計 345台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
- 建物西側 30台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- 荷さばき施設(1) 建物南東側 80.0平方メートル
- 荷さばき施設(2) 建物北西側 71.5平方メートル
- 合計 151.5平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 廃棄物保管庫(1) 建物南東側 18.150立方メートル
- 廃棄物保管庫(2) 建物北西側 30.420立方メートル
- 合計 48.570立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻：午前8時00分 閉店時刻：午後9時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前7時30分～午後10時00分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 第1駐車場 4箇所 店舗敷地、南側2箇所、東側1箇所、西側1箇所
- 第2駐車場 2箇所 第2駐車場東側及び西側各1箇所
- 第3駐車場 2箇所 第3駐車場南側2箇所
- 合計 8箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前6時00分～午後6時00分
- 8 届出年月日
- 平成31年(2019年)3月11日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
- 平成31年(2019年)3月22日から平成31年(2019年)7月22日まで

熊本県公告第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により山鹿市から山鹿都市計画道路(西中町泉町線ほか2線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県労働委員会告示第1号

熊本県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月22日

熊本県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程(熊本県労働委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第12条中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に改める。

別記第12号様式中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県労働委員会告示第2号

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月22日

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県労働委員会が扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年熊本県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。
 第13条中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に改める。
 別記第14号様式中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「熊本県個人情報保護審査会に」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会に」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県警察本部公告第34号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成31年度（2019年度）・32年度（2020年度）熊本県警察車両メンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部警務課
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成31年（2019年）2月26日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
東京都港区赤坂五丁目2番20号
S M A S フリート株式会社
- 5 落札金額に係る契約金額
159,768,734円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第6条に規定する公告又は同第7条の規定による公示を行った日
平成31年（2019年）1月15日

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第2号

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則（熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則（平成22年熊本県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「上天草市立松島中学校」 を「上天草市立松島中学校」に改める。
 上天草市立阿村中学校」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,550
 その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284,687

熊本県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名

熊本市第二選挙区 60, 660

八代市・八代郡選挙区 38, 910

人吉市選挙区 9, 151

荒尾市選挙区 14, 788

水俣市選挙区 7, 063

玉名市選挙区 18, 545

天草市・天草郡選挙区 25, 272

山鹿市選挙区 14, 792

菊池市選挙区 13, 605

宇土市選挙区 10, 316

上天草市選挙区 7, 928

宇城市・下益城郡選挙区 19, 559

阿蘇市選挙区 7, 448

合志市選挙区 16, 185

玉名郡選挙区 11, 638

菊池郡選挙区 20, 088

阿蘇郡選挙区 10, 381

上益城郡選挙区 23, 657

葦北郡選挙区 6, 400

球磨郡選挙区 15, 285

その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区名

熊本市第一選挙区 137, 085

熊本県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年（2019年）3月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表者の 氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の 所在地	届出年月日
伊藤和仁後援会	伊藤 和仁	伊藤 和仁	熊本県熊本市北区 龍田7-31-78 コートブレイス龍田Ⅲ206	平成31年(2019年) 1月15日
井藤はづき後援会	井藤 はづき	野田 寿治	熊本県上益城郡 御船町上野5418	平成31年(2019年) 2月25日
上田よしひろ後援会	上田 芳裕	佐伯 邦夫	熊本県熊本市中央区 新屋敷3-7-5	平成31年(2019年) 1月22日
牛塚たかひろ後援会	島津 良邦	牛塚 美紀	熊本県人吉市 上薩摩瀬町919	平成31年(2019年) 1月29日
オール人吉・市民の会	坂崎 博憲	秋山 健兒	熊本県人吉市 駒井田町1057	平成31年(2019年) 2月27日
神田こうじ後援会	高山 賢輔	高山 弘子	熊本県合志市 須屋1617-2	平成31年(2019年) 1月24日
木戸理江後援会	木戸 理江	永尾 美幸	熊本県水俣市 湯出1384-4	平成31年(2019年) 2月20日
古城義郎後援会	中尾 英士	大園 正道	熊本県荒尾市 蔵満1392-1	平成31年(2019年) 1月18日
後藤祐二後援会	中野 健一	三山 耕一	熊本県合志市 野々島2267-7	平成31年(2019年) 1月29日
こもだ正也後援会	岸森 保則	田中 浩二	熊本県荒尾市 川登1282	平成31年(2019年) 1月29日
齊藤ひろし後援会	齊藤 博	奥野 靖夫	熊本県熊本市東区 月出8-3-11	平成31年(2019年) 1月15日
高瀬千鶴子後援会	高瀬 千鶴子	高瀬 千鶴子	熊本県熊本市中央区 本荘町688-8	平成31年(2019年) 1月15日
たかむら祝次後援会	室原 正英	北里 勝義	熊本県阿蘇郡小国町 宮原1774-4	平成31年(2019年) 2月13日
高山けんすけ後援会	神田 公司	高山 弘子	熊本県合志市 須屋1617-2	平成31年(2019年) 1月24日
たばた幸治後援会	田端 幸治	吉澤 廣幸	熊本県上益城郡 御船町辺田見1263-1 105号	平成31年(2019年) 1月30日
徳川よしか後援会	徳川 禎郁	徳川 真祐	熊本県人吉市 願成寺町496-5	平成31年(2019年) 2月1日
永清和寛後援会	永清 和寛	永清 祐子	熊本県合志市 豊岡1900-188	平成31年(2019年) 1月28日
ながたに和人後援会	那須 恵一郎	早川 典志	熊本県球磨郡 湯前町3177	平成31年(2019年) 1月21日
蜂屋敏光後援会	蜂屋 敏光	蜂屋 壽範	熊本県上益城郡 嘉島町下六嘉3431	平成31年(2019年) 1月16日
淵上しげき後援会	淵上 茂樹	平上 健二	熊本県水俣市 長崎888	平成31年(2019年) 2月12日
古川さとこ後援会	上妻 正勝	山口 必勝	熊本県熊本市西区 小島2-8-57	平成31年(2019年) 1月29日
本田雄三後援会	本田 雄三	本田 雄三	熊本県熊本市東区 長嶺東2-14-60	平成31年(2019年) 1月15日
松村太後援会	松村 太	松村 太	熊本県人吉市 鶴田町54-9	平成31年(2019年) 2月18日
村上まゆこ後援会	岡田 紗織	竹村 寛治	熊本県宇城市 松橋町久具358-58	平成31年(2019年) 2月15日
モリケン応援団	森永 健太郎	江口 大介	熊本県熊本市中央区 九品寺3-9-22	平成31年(2019年) 2月12日
吉田健一後援会	吉田 健一	吉田 健一	熊本県熊本市東区 健軍本町31-15 七反畑ビル303号	平成31年(2019年) 1月15日
OneHeartひとよしの会	竹田 宗徳	秋山 健兒	熊本県人吉市 駒井田町1057	平成31年(2019年) 2月27日

熊本県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項等の異動届

(1)政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党熊本県第1区総支部	中山 弘幸	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区新南部5-3-43	熊本県熊本市中央区神水1-6-1 県庁正門前ビル1F	平成31年(2019年)2月15日
自由民主党熊本県宇土市第三支部	西山 宗孝	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市北段原町5-2	熊本県宇土市栄町1	平成31年(2019年)1月4日
自由民主党熊本県熊本市第二十二支部	江藤 正行	会計責任者の氏名	夕川 恵美子	小旗 美智子	平成31年(2019年)2月1日
自由民主党熊本県山鹿市第三支部	洲上 陽一	会計責任者の氏名	東 瑛久	永田 健	平成31年(2019年)2月1日
自由民主党水俣市支部	吉永 和世	会計責任者の氏名	宮本 昌典	松本 和幸	平成30年(2018年)2月20日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青山たかゆき後援会	江口 陸男	会計責任者の氏名	石河 豊子	高野 俊一	平成31年(2019年)2月14日
あべ広美後援会	阿部 広美	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区神水本町25-25	熊本県熊本市中央区本荘町737-6	平成31年(2019年)2月10日
上村幸輝後援会	眞土 勝則	代表者の氏名	眞土 勝則	津崎 庄一	平成31年(2019年)2月20日
江藤正行後援会	村上 義博	代表者の氏名	村上 義博	吉村 潔	平成31年(2019年)2月1日
		会計責任者の氏名	夕川 恵美子	小旗 美智子	平成31年(2019年)2月1日
木原稔後援会	岩永 研一	代表者の氏名	岩永 研一	勝久 卓治	平成31年(2019年)2月25日
		会計責任者の氏名	勝久 卓治	後藤 啓眞	平成31年(2019年)2月25日
熊本県建築士事務所政経研究会	南 孝雄	代表者の氏名	南 孝雄	福島 正継	平成30年(2018年)5月30日
		会計責任者の氏名	平野 和哉	堀田 実	平成30年(2018年)5月30日
熊本電気鉄道労働組合交通政策研究会	宮園 明宏	代表者の氏名	宮園 明宏	中野 美昭	平成31年(2019年)2月1日
後藤英夫後援会	菊川 洋一	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市大琳寺87-2	熊本県菊池市大琳寺191-1	平成31年(2019年)2月5日
		会計責任者の氏名	後藤 由美	福島 孝次	平成31年(2019年)2月5日
佐藤よしおき後援会	石本 徳隆	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市北区楡木3-8-73	熊本県阿蘇市西小園250	平成31年(2019年)1月1日
		会計責任者の氏名	甲斐 輝孝	小島 良邦	平成31年(2019年)1月1日
田方芳信後援会	田端 久男	会計責任者の氏名	田方 祐佳	屋住 政治	平成31年(2019年)1月1日
竹崎一成後援会	林田 耀宏	主たる事務所の所在地	熊本県葦北郡芦北町大字湯浦222-10	熊本県葦北郡芦北町大字芦北2641-2	平成30年(2018年)10月10日
		代表者の氏名	林田 耀宏	水口 宣之	平成30年(2018年)10月10日
田中茂後援会	田中 茂	会計責任者の氏名	野嶋 重喜	佐々木 俊雄	平成31年(2019年)2月4日
徳村登志郎後援会	徳村 登志郎	主たる事務所の所在地	熊本県玉名市岱明町野口2644-7	熊本県玉名市中65-7 IT玉名ビル201	平成30年(2018年)1月1日
南部しゅんぺい後援会	南部 隼平	政治団体の名称	南部しゅんぺい後援会	南部隼平を応援する会	平成31年(2019年)1月28日
		会計責任者の氏名	南部 歌歩子	渡邊 賢政	平成31年(2019年)1月28日
濱崎英利後援会	中川 貴之	代表者の氏名	中川 貴之	西川 剛	平成31年(2019年)2月20日
		会計責任者の氏名	田中 博幸	西川 哲夫	平成31年(2019年)2月20日
前田ゆうじ後援会	前田 裕二	主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市金山879	熊本県荒尾市宮内523-1	平成31年(2019年)2月21日
水俣市芦北郡医師連盟	宮竹 克英	代表者の氏名	宮竹 克英	緒方 圭治	平成30年(2018年)5月26日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
天草医療福祉研究会	酒井 一守	平成30年(2018年)12月17日
上田よしひろ後援会	上田 芳裕	平成30年(2018年)12月31日
かみかど志穂と未来をつくる会	上門 志穂	平成30年(2018年)12月31日
球磨川漁協政治連盟	小早川 宗一	平成31年(2019年)1月17日
園田博之後援会	中村 五木	平成30年(2018年)12月31日
園田博之事務所	大西 恒孝	平成30年(2018年)12月31日
つるた正己後援会	永野 幸延	平成30年(2018年)12月31日
西田弘志を応援する会	淵上 文雄	平成30年(2018年)12月31日
橋本太郎後援会	河野 秀親	平成30年(2018年)12月31日
前田豊後援会	前田 豊	平成30年(2018年)12月31日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年(2019年)3月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
伊藤 和仁	熊本市議会議員	伊藤和仁後援会	熊本県熊本市北区 龍田7-31-78 コートプレイス龍田Ⅲ206	平成31年(2019年)1月15日
上田 芳裕	熊本市議会議員	上田よしひろ後援会	熊本県熊本市中央区 新屋敷3-7-5	平成31年(2019年)1月1日
小池 洋恵	熊本県議会議員	地域創世まちづくり研究会	熊本県熊本市北区 清水亀井町26-33	平成31年(2019年)1月24日
齊藤 博	熊本市議会議員	斉藤ひろし後援会	熊本県熊本市東区 月出8-3-11	平成31年(2019年)1月11日
高瀬 千鶴子	熊本市議会議員	高瀬千鶴子後援会	熊本県熊本市中央区 本荘町688-8	平成31年(2019年)1月15日
田端 幸治	熊本県議会議員	たばた幸治後援会	熊本県上益城郡 御船町辺田見1263-1 105号	平成31年(2019年)1月1日
堤 泰之	熊本県議会議員	つつみ泰之後援会	熊本県熊本市東区 京塚本町3-1	平成31年(2019年)2月27日
永清 和寛	合志市議会議員	永清和寛後援会	熊本県合志市 豊岡1900-188	平成31年(2019年)1月23日
蜂屋 敏光	嘉島町議会議員	蜂屋敏光後援会	熊本県上益城郡 嘉島町下六嘉3431	平成31年(2019年)1月16日
本田 雄三	熊本県議会議員	本田雄三後援会	熊本県熊本市東区 長嶺東2-14-60	平成31年(2019年)1月15日
吉田 健一	熊本市議会議員	吉田健一後援会	熊本県熊本市東区 健軍本町31-15 七反畑ビル303号	平成31年(2019年)1月15日

熊本県選挙管理委員会告示第 1 4 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）3 月 2 2 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿部 広美	あべ広美後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区神水本町25-25	熊本県熊本市中央区本荘町737-6	平成31年(2019年)2月10日
徳村 登志郎	徳村登志郎後援会	主たる事務所の所在地	熊本県玉名市岱明町野口2644-7	熊本県玉名市中65-7 IT玉名ビル201	平成30年(2018年)1月1日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県警察本部公告第 3 3 号

特定調達契約につき総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 2 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県警察本部警務部警務課
- 3 落札者を決定した日
平成 3 1 年 3 月 1 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所
福井県福井市順化 1 丁目 2 4 番 3 8 号
株式会社 江守情報
- 5 落札金額
7 0 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円
（うち消費税及び地方消費税の額 5 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 3 1 年 1 月 1 5 日

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第 4 2 号

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、うなぎの採捕について次のとおり指示する。ただし、熊本県漁業調整規則第 4 8 条の規定により、知事の許可を受け採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）3 月 2 2 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

- 1 採捕を禁止する水産動物
全長 2 1 センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
- 3 禁止区域
熊本県有明海区（福岡県と熊本県との境から熊本県宇城市三角町（不知火海側を除く。）に至る地先海面（有明海））
- 4 指示の期間
平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 1 日から平成 3 4 年（2 0 2 2 年）3 月 3 1 日まで

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月22日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程

熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第7号中「「配なし」」を削る。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第4号様式

年 月 分 期末・勤勉手当支給明細書

支給年月日	所属コード	所属	氏名	職員番号	氏名	期末手当基礎額	期末支給率	期末手当額	勤勉手当基礎額	勤勉支給率	勤勉手当額	任期作業手当額	支給総額	共済長期厚生掛金	共済長期退職掛金
(受領印)	共済短期掛金	共済介護掛金	健康保険料	雇用保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	個人型年金掛金	課税対象額	課税対象率	A口座振込額	B口座振込額	C口座振込額	現金支給額	各種送金額	本人受領額

支給年月日	所属コード	所属	氏名	職員番号	氏名	期末手当基礎額	期末支給率	期末手当額	勤勉手当基礎額	勤勉支給率	勤勉手当額	任期作業手当額	支給総額	共済長期厚生掛金	共済長期退職掛金
(受領印)	共済短期掛金	共済介護掛金	健康保険料	雇用保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	個人型年金掛金	課税対象額	課税対象率	A口座振込額	B口座振込額	C口座振込額	現金支給額	各種送金額	本人受領額

支給年月日	所属コード	所属	氏名	職員番号	氏名	期末手当基礎額	期末支給率	期末手当額	勤勉手当基礎額	勤勉支給率	勤勉手当額	任期作業手当額	支給総額	共済長期厚生掛金	共済長期退職掛金
(受領印)	共済短期掛金	共済介護掛金	健康保険料	雇用保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	個人型年金掛金	課税対象額	課税対象率	A口座振込額	B口座振込額	C口座振込額	現金支給額	各種送金額	本人受領額

支給年月日	所属コード	所属	氏名	職員番号	氏名	期末手当基礎額	期末支給率	期末手当額	勤勉手当基礎額	勤勉支給率	勤勉手当額	任期作業手当額	支給総額	共済長期厚生掛金	共済長期退職掛金
(受領印)	共済短期掛金	共済介護掛金	健康保険料	雇用保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	個人型年金掛金	課税対象額	課税対象率	A口座振込額	B口座振込額	C口座振込額	現金支給額	各種送金額	本人受領額

附 則
(施行期日)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。